

マイナンバーカードを 保険証

として利用する
仕組みに移行します



市ホームページ

保険証の新規発行が終了します

☎ 国保年金課 ☎75・7121

12月2日以降は、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組み（以下、マイナ保険証）に移行し、国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）や、後期高齢者医療保険被保険者証の新規発行は終了します。

※**お手持ちの保険証は、券面記載の有効期限まで使用できます。**また、12月1日までは、これまでどおり、加入や変更のあった方全員へ保険証を発行します。

12月2日以降に保険証の有効期限が切れた方、新規加入などへの対応は？

- ・マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードの保険証利用登録がない方には、保険証と同様に利用できる**「資格確認書」**を自動的にお送りする予定です。
- ・マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証での受診が基本となります。
- ※社会保険の保険証の取り扱いは、お勤めの事業主へお尋ねください。

マイナ保険証のメリットは？

薬剤や診療のデータに基づくより良い医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要（一部を除く）になることなどが挙げられます。

マイナ保険証の利用登録の手続きは？

マイナポータル、医療機関設置の端末、セブン銀行ATM、市役所（お近くの地域自治センターも含む）で行えます。



上田市防災シンポジウム2024を開催します

令和元年東日本台風災害から5年、災害に対する日頃からの備えの大切さを学びます。

入場無料・申込不要
手話通訳あり



廣内大助氏

チラシなどの詳細
情報は右記リンク
（市ホームページ）
からご覧いただけます



日時 12月14日(土) 9:30 ~ 12:00

場所 上田文化会館 ホール

内容

第1部

①**基調講演** 「地域防災をどう進めるかー災害から学び備える」
講師 廣内大助氏（信州大学教育学部 防災教育研究センター長）

②**活動報告** 「能登半島地震支援活動報告」
発表者 大久保隆志氏（日本防災士会 長野県支部長）

第2部

パネルディスカッション 「上田市の地域防災について」
パネリスト 西藤直義氏（長野県自主防災アドバイザー）
橋詰正氏（上小圏域障害者総合支援センター 所長）
中村彰氏（上田市自治会連合会 会長）
福澤賢治氏（上田市消防団 団長）
山田和広（上田市危機管理防災課 課長）

その他

- ・駐車場は総合駐車場（ひとまちげんき・健康プラザうえだや上田図書館など他施設との共同駐車場）をご利用ください。
- ・防災用品などの展示も行います。

☎ 危機管理防災課 ☎21・0123 中央公民館 ☎22・0760

蛇口をひねると当たり前に出る水道水。しかし、人口減少などに伴い料金収入が減少する一方、老朽化が進む施設・水道管の更新や地震対策をはじめとする災害対応が急がれます。また、水道事業を支える人材の不足が見込まれるなか、いかに技術を継承し水道サービスを維持していくのかといった多くの課題に直面しています。

こうした課題に対し、安全・安心な水道水を将来にわたり安定的に供給するための一つの手段として『長野市、上田市、千曲市、坂城町および長野県企業局』で上田長野地域の広域化・広域連携を検討しています。

説明会では、これまでの検討状況を報告させていただきます。
多くの皆さまにご参加いただき、ご意見をお聞かせください。



日 時	場 所
12月5日(木) 19:00～	城南公民館 大ホール
12月6日(金) 19:00～	武石公民館 コミュニティホール
12月8日(日) 14:00～	塩田公民館 大ホール
12月11日(水) 19:00～	川西公民館 大ホール
12月13日(金) 19:00～	西部公民館 大ホール
12月18日(水) 19:00～	真田中央公民館 大ホール
12月19日(木) 19:00～	上野が丘公民館 大ホール
12月22日(日) 10:00～	丸子文化会館セレスホール 大会議室
12月22日(日) 14:00～	中央公民館 3階大会議室



大正12年に作られたろ過池や配水池が残る染屋浄水場



広域化に関する詳細は
市ホームページから



広域化についてのご意見は電子
申請などで随時受け付けています



以下の内容について説明します

- ①水道事業広域化の検討報告
- ②水道事業広域化基本計画(素案)



あかりちゃん

（上下水道局イメージキャラクター）

☎ 経営管理課 ☎75・2276 上水道課 ☎72・4253



水道管の凍結・破損を防ぎましょう

冬は水道設備の凍結や破損が起こりやすい季節です。ご使用の水道（宅地内）はご自身で管理していただくものです。不凍栓（水抜栓）パルプ、凍結防止帯などが正しく作動するか確認をして、空き家などの長期間使用しない施設も含め、適正な管理をお願いします。

●**漏水減免の対象外**……凍結による破損、瞬間湯沸かし器やボイラーなどの給湯器の破損、水洗トイレなどの装置の破損。

●**故障修理**……市の指定給水装置工事事業者に依頼してください。

☎ サービス課 ☎75・1092